災害事例 19

労働安全衛生コンサルタント　山口好孝

皮膚炎症
生コン、その有害性を不知なるがゆえに

製造業で頑張ってきたAさん（40歳）は、現在、建築工事業T社（労働者数10人）に採用され土工として約1カ月になる。

◎労働災害発生状況

元請S社の下請けとしてT社は鉄筋コンクリート構造の4階建てマンションの新築工事を行っているが、工事の進捗状況は概ね順調である。さて、全員参加によりKYボードを使用して安全作業のための危険予知活動を終了すると、Aさんらは早速、作業を開始した。工程通りに、これから躯体でもある2階床（1階の天井でもある）部分に生コンクリート（生コンともいい、セメント、水、砂等を混ぜたドロドロのもの）を打設する。この部分にはスラブ筋ともいう鉄筋が上下2層に組み上げてあり、生コン打設後の仕上がり厚さ（コンクリートスラブ厚さ）は18㎝である。地上の生コンポンプ車からパイプを通して送給される生コンが床配筋部分へ流し込まれると、Aさんらは配筋の上下左右へ均一に生コンが行き渡るよう手工具を使用して作業していた。その作業の最中に、Aさんは右足ゴム長靴（高さ約30㎝）の中の甲部辺りに水気を感じ、それはやがて痛みのようなものへと変わっていった。しかし打設中でもあり、そのまま作業を続け、予定の作業を終了した。詰所へ戻り右足を見たところ、甲部皮膚が炎症を起こしていたが、足を洗う等して処置し、そのうちに良くなるだろうと考えてその日の作業を終えた。しかし、数日たっても良くならないため病院で診察・処置を受けたが、結果、皮膚炎症により休業3カ月程にもなったのである。なお、ゴム長靴への水気の侵入は、甲部に小穴が開いており、ここから生コン液が浸入したもののようであり、この小穴は、Aさんによれば、打設作業中に配筋（スラブ筋）に足を引っ掛けたことから生じたものとされる。

◎発生原因と対策

①長靴内に異常を感じたにも関わらず作業を続けたこと、また、生コンの有害性についての知識を欠いており、その後の処置を適切に受けなかったこと。

生コンはその物質的性状において強アルカリ性を有しており、これが皮膚等に付着した場合には、時にはひどい皮膚障害をもたらす。このため、靴内に生コンが入ったりしたときは、速やかに申し出て適切に措置することが必要である。しかし本件では、危険・有害性についての知識が不足していたこともあって、強アルカリ性による重傷化へとつながったともいえるのである。

②事業者として、生コン打設作業に伴う安全衛生の確保に関して管理不十分であったこと。

つまり、T社にあっては、雇入れ時の安全衛生教育が未実施ないし不十分となっており、このため生コンの危険・有害性等の知識不足により、KYボードでの危険摘出にも漏れがあり、また、接触後の適切な処置の遅れが生じる等管理面で不備があったといえる。そして他方では、元請S社においては、建設現場を統括管理する立場として、下請事業者が実施するべき安全衛生教育等への指導援助その他について適切に行われていなかったといえ、特定元方事業者として管理不十分といえるのである。

※労働安全衛生規則第35条

事業者は、労働者を雇い入れ、又は作業内容を変更したときは、遅滞なく、原材料等の危険性又は有害性等について、当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防、その他について安全衛生教育を行うこと。

※同規則第594条596条

事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務については、労働者に使用させるため不浸透性の履物等適切な保護具を備えること。又、常時有効かつ清潔に保持すること。

※労働安全衛生法第30条

特定元方事業者は、関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営、関係請負人が行う安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助、その他を行うこと。

現地・現物をもとに実践するKYボード活用のKYK（危険予知活動）。しかしこれも、危険・有害性に関する必要な知識なくしては活かされまい。

（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）

E6・F1